

刑 事 訴 訟 法 (50 点)

詐欺事件への関与を理由に勾留されている被疑者Xは、取調べに対して、詐取した金銭を管理する銀行口座の預金通帳が、自らも所属する暴力団甲組の組員Yの居宅にあると述べた。そこで、午前10時から捜査機関が、同通帳の押収に向けて搜索差押許可状の請求手続を開始した。押収は、遅くとも同日午後4時には着手される見込みであった。

同日午前11時に、甲組の依頼を受けXの弁護人を務める弁護士Dが、取調べが行われている警察署に現れ、Xとの接見を申し出た。これを知った、接見指定権限を有する検察官Pは、申し出の時点でXの取調べが継続していたことから、同日の取調べの開始時に予定していた取調べ終了時刻である午後4時に、接見の日時を指定した。接見指定に当たり、Pは、押収された通帳を精査するまでは、Xを取り調べても捜査の進展はさほど期待できないとの考えを持っていた。

上記のPの考えの内容を踏まえつつ、Pの接見指定処分の適法性を論じなさい。